

●香川県警察本部告示第3号

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月10日

香川県警察本部長 小林 雅彦

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程の一部を改正する規程

自動車の保管場所の確保等に関する法律実施規程（平成12年香川県警察本部告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車保管場所証明申請書の様式等)</p> <p>第2条 施行規則第1条第1項の申請書の様式は、別記様式第1号の自動車保管場所証明申請書のとおりとする。</p> <p><u>2 法第4条第1項の書面の様式は、別記様式第1号の自動車保管場所証明書のとおりとする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(添付書類)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 自動車の所有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合 別記様式第3号の保管場所使用権原疎明書面（自認書）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(自動車保管場所証明書の再交付の手続)</p> <p>第5条 自動車の所有者は、<u>自動車保管場所証明書</u>を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、<u>自動車保管場所証明申請書</u>を提出して、その再交付を求めることができる。この場合において、当該自動車の保管場所の位置が大部駐在所等の所管区にあるときは、当該申請書を土庄交番に提出することができる。</p>	<p>(保管場所証明申請書の様式等)</p> <p>第2条 施行規則第1条第1項の申請書及び法第4条第1項の書面の様式は、別記様式第1号のとおりとする。</p> <p><u>2 略</u></p> <p>(添付書類)</p> <p>第3条 施行規則第1条第2項第1号の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。</p> <p>(1) 自動車の所有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合 別記様式第3号の保管場所使用権原疎明書（自認書）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(証明書の再交付の手続)</p> <p>第5条 自動車の所有者は、<u>令第2条第1項に規定する書面</u>を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、<u>別記様式第6号の自動車保管場所証明書再交付申請書</u>を提出して、その再交付を求めることができる。この場合において、当該自動車の保管場所の位置が大部駐在所等の所管区にあるときは、当該申請書を土庄交番に提出することができる。</p>

別記様式第1号 (第2条関係)

自動車保管場所証明申請書																					
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ																		
			長さ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td></tr><tr><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td></tr></table> センチメートル 幅 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td></tr><tr><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td></tr></table> センチメートル 高さ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td></tr><tr><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td></tr></table> センチメートル																		
自動車の使用の本拠の位置																					
自動車の保管場所の位置																					
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。																					
警察署長 殿	年 月 日	〒 ()																			
住所	申請者	電話																			
氏名																					
第 号	自動車保管場所証明書																				
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。																					
年 月 日		警察署長 印																			

※ 自動車の登録手続に必要な自動車保管場所証明書は、登録申請の日の前日までの日付に発行されたものとなりますので、注意してください。

使用種別	自己・他人・共有
------	----------

氏名	電話番号
----	------

新規代替	登録番号等	前車	現車
------	-------	----	----

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く)。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号 (第2条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
警察署長 殿		年 月 日	
		〒 ()	
		住所	
		申請者	
		電話	
		氏名	
第 号	自動車保管場所証明書		
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
年 月 日		警察署長 印	

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く)。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所の所有者	本人
	本人及び本人以外の共有

自動車登録番号	
車両番号	

連絡先	
-----	--

別記様式第2号（第2条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		（変更前）		
上記の事項について届出をします。				
年 月 日 警察署長 殿				
住所		〒（ ）		
届出者		電話		
氏名				

使用 権限	自己・他人・共有	氏名 電話番号	新規 代替	登録 番号 現車
----------	----------	------------	----------	----------------

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第3条関係）

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒（ ）

住所

電話

氏名

- 備考 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。
 2 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○を付けてください。

別記様式第2号（第2条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置		（変更前）		
上記の事項について届出をします。				
年 月 日 警察署長 殿				
住所		〒（ ）		
届出者		電話		
氏名				

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条（第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

本人	自動車登録番号 車台番号	連絡先
本人以外		
本人及び本人 以外の共有		

別記様式第3号（第3条関係）

保管場所使用権原疎明書（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒（ ）

住所

（ ） 局 番

氏名

- 備考 1 保管場所証明申請の場合は「証明申請」の文字を、保管場所届出の場合は、「届出」の文字を○で囲むこと。
 2 「土地・建物」については、どちらか該当する方（両方に該当する場合は、両方）を○で囲むこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第3条関係）

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	駐車場の名称	駐車位置番号
使用者	〒（ ） 住所	
	電話	
使用期間	氏名	
	年 月 日 から 年 月 日 まで	
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。		
〒（ ） 年 月 日 住所		
電話		
氏名		

備考
共有の場合は、必要な共有者全員の住所・氏名を記入してください。

別記様式第5号（第3条関係）

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄
シャッターの有無 有 ・ 無	

備考 1 使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合には、所在図を省略することができます。
2 所在図には、保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示するほか、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記し、これらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記してください。
3 所在図は、本様式に記載せず、保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できる既存の地図の写しを用いても構いません。
4 配置図には、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示するほか、保管場所にあつてはその平面の寸法、保管場所に接する道路にあつてはその幅員を明記してください。

別記様式第4号（第3条関係）

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	
使用者	〒（ ） 住所
	（ ） 局 番 氏名
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。	
〒（ ） 年 月 日 住所	
（ ） 局 番 氏名	

備考 1 共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第3条関係）

保管場所の所在図・配置図

所在図記載欄	配置図記載欄
使用の本拠の位置から保管場所までの距離 約 m	

備考 1 別紙として、地図のコピーを添付できる。
2 保管場所に接する道路の幅員及び保管場所の平面の寸法をメートルで記入すること。
3 複数の自動車を保管する場合は、保管場所を明示すること。
4 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第5条関係）

自動車保管場所証明書再交付申請書					
車名	型式	車台番号		自動車の大きさ	
				長さ	センチメートル
				幅	センチメートル
				高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置					
再交付申請の理由	亡失	滅失	汚損	破損	
<p>私は、上記の自動車の保有者であるので、自動車保管場所証明書の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 ()</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 () 局 番</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規程は、令和8年3月10日から施行する。